

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
令和3年度 第1回専門部会（就労支援部会）次第

日 時 令和3年12月10日（金）

午後1時30分から

会 場 市役所8階 大会議室

1 開 会

2 内 容

- （1）新型コロナウイルスへの対応について
- （2）農福連携への取り組みについて
- （3）その他

3 閉 会

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

専門部会 就労支援部会 委員名簿

令和3年12月1日

氏名	任期	選出区分	選出団体等
池田 実代	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターのぞみ
金澤 敏行	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市心身障がい者福祉作業所
柄澤 隆一	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	障害者就業・生活支援センターはーとふる
北川 綾	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
金城 和子	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援センターのだネット
工藤 達	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	就労サポート・のだ
新井 聡美	R3.8.1から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	ウィズパートナー
千田 照	R2.12.18から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	総活躍 野田
田中 大介	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	株式会社ホップ
下川 典子	R2.12.1から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	指定多機能型事業所つばさ
内藤 鉄也	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市関宿心身障がい者福祉作業所
並木 徹	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市障がい者 基幹相談支援センター
日向 直子	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市立あすなる職業指導所
藤井 美智子	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターきらり
藤澤 洋一	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターさくら
宮野 洋子	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	就労継続支援B型「紙ふうせん」
小俣 文宣	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
藤井 周	R2.7.3から R4.3.31まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援学校
田中 徳寿	R2.7.3から R4.3.31まで	関係行政機関の職員	野田市商工観光課

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
令和3年度 第1回専門部会(就労支援部会) 席次表

日 時 令和3年12月10日(金)
午後13時30分から
場 所 市役所8階 大会議室

部会長

ドア

関宿 福祉作業所
内藤 鉄也 委員

さるびあ
並木 徹 委員

あすなろ
日向 直子 委員

きらり
藤井 美智子 委員

さくら
藤澤 洋一 委員

紙ふうせん
宮野 洋子 委員

障団連
小俣 文宣 委員

野田特支 (代理)
北山 佳祐 氏

商工観光課
田中 徳寿 委員

のぞみ
池田 実代 委員

野田 福祉作業所
金澤 敏行 委員

社会福祉協議会
北川 綾 委員

のだネット
金城 和子 委員

就労・サポートのだ
工藤 達 委員

ウィズパートナー
新井 聡美 委員

総活躍 (代理)
松崎 遥嘉 氏

ホップ
田中 大介 委員

つばさ
下川 典子 委員

事務局

事務局

傍聴人

ドア

「お試しノウハウ」のご案内

「農福連携」をご存じですか？ 農福連携とは、農作業の一部を障害者に担ってもらい取り組みで、農業者にとっては労働力不足の解決、障害者にとっては仕事の獲得に加え、自信や生きがいを得ることと、双方にメリットがあります。

まだあまり広まっていないこの取組みを推進するため、千葉県では、NPO 法人千葉県障害者就労事業振興センターと連携して、農福連携に挑戦したい農業者を支援します。

【支援の内容】

- ・農作業の一部を、福祉事業所に委託できます。
- ・福祉事業所とのマッチング、依頼する作業の内容や時期等の調整を障害者就労事業振興センターが引き受けます。
- ・福祉事業所への報酬は、県が負担。農業者の金銭的な負担はありません。

【お試しノウハウの流れ】

6月末 採択決定

→7～8月 障害者就労事業振興センターとの打合せ、作業委託する福祉事業所の決定

→作業の約1か月前 福祉事業所の職員との作業内容等の打合せ

→いよいよ作業！（4名程度×4時間×10日間前後 を予定しています）

【Q&A】

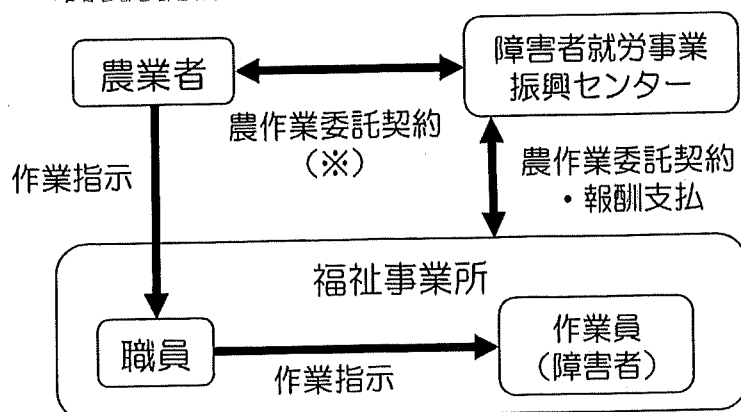
Q：現場まで来てくれるの？

A：福祉事業所の職員が現場まで引率し、作業にも付き添います。

Q：障害者に作業を教えられるか不安だな…

A：作業については、福祉事業所の職員に指示をしてください。

そのうえで、福祉事業所の職員が障害者に対し、各人の特性に合わせて指示します。



※県が委託料を負担するため、委託料0円の契約です。
一時的な立替も不要です。

【作業委託の事例】

いちごの葉かき 梨の剪定枝拾い
サツマイモの出荷補助
タマネギの収穫 落花生の殻むき

【問合せ】千葉県農林水産部

担い手支援課 経営体育成班

（担当：江口）043-223-2905

農福連携 農作業依頼シート

依頼日： 令和 年 月 日

依頼作業内容

--

作業スケジュール・集合場所等（事業所との打合せ後に記入）

--

依頼農家 記入欄

依頼者			作業ほ場の住所 ※不明な場合は自宅			
作業面積 (約)		依頼金額 10a単価			依頼金額 合計	
		利用者1人当 たり1時間当 たりの工賃			1時間当たりの工賃の 場合 1日の労働時間	
電話番号 ※できれば携帯			作業実施期間 ※できるだけ長い方がよい			
集合場所 ※目印等も記入						
作業に必要な 準備品 ※不用品は横棒	軍手・ビニール手袋・長ぐつ・汚れてもよい服装・熱中症対策・防寒 その他（ ）					
支払い方法	現金・振り込み	現金の場合			領収書 要・不要	
現金の受渡方法						
ほ場にトイレ	あり・なし⇒	ない場合 利用できる場所				

事業所 記入欄

施設名				住所		
同行スタッフ 代表者名				携帯電話		FAX番号
参加予定者数	利用者	人	スタッフ	人		
作業できる日時						
振り込みの場合	銀行				支店	
	種別				番号	

内容見本

お試しノウフク農作業受委託契約書（作業単位契約）

委託者（以下「甲」という）及び受託者（以下「乙」という）は、各々おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって受託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（農作業受委託の内容）

第1条 甲はこの契約書に定めるところにより、〇〇〇氏（以下「管理者」〇〇市〇〇）が管理する農場における農作業「〇〇〇〇」を乙に委託し、乙は善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとし、甲は乙が受託作業を円滑に行えるように十分な配慮をするものとする。

（農作業受委託の契約期間）

第2条 農作業受委託の契約期間は令和3年〇〇月〇〇日から令和3年〇〇月〇〇日までとし、定められた総作業時間内で農作業を行うものとする。

（委託農作業の実施内容）

第3条 農作業の実施方法は乙の実施計画によるものとする。

（委託農作業の実績報告）

第4条 乙は受託農作業を実施する際及び完了した際は、その都度速やかに甲に通知するものとする。また乙は受託作業の一切が完了したときは農作業完了報告書を甲に提出するものとする。

（受託料の額及び支払い方法）

第5条 甲は、乙が行った農作業に対して、1ユニット（職員1名+利用者3名程度）／1時間あたり委託料1400円（税込）を支払うものとする。ただし農作業の内容の変更があったときは委託料の額について甲乙協議するものとする。また支払い方法は甲乙協議の上決定する。

（災害補償及び損害賠償について）

第6条 災害補償及び損害賠償について

乙は、事故による受託者自身の負傷については受託者が加入している傷害保険と所属事業が加入している施設賠償責任保険の範囲内で補填するものとする。

（諸経費の負担について）

第7条 今回の農作業に伴う利用者及び職員の交通費や昼食費等の諸経費は受託者の負担とする。

(その他)

第8条 この契約書に定めない事項については甲乙協議して定めるものとする。

令和3年 月 日

委託者	住所	千葉県千葉市中央区亥鼻2-9-3
	氏名	特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
	理事長	岡田義之

受託者	住所
	氏名

65 歳以上の就労継続支援 A 型の利用について

障害福祉サービスの利用者が 65 歳を迎えた場合、原則として介護保険制度が優先適用されることから、介護保険制度への移行を検討することになります。

ただし、就労継続支援 A 型の利用者が、心身の状況等により、65 歳を過ぎてもまだ介護保険サービスへの移行が馴染まず、福祉的観点から就労系サービスの利用が望ましいと判断されるケースがあることから、一定の要件を満たす場合は 65 歳以上での就労継続支援 A 型の利用が可能です。65 歳以上で就労継続支援 A 型事業所を継続利用するための取扱いについては下記のとおりです。

1 国の定める基準（報酬告示）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 523 号 別表 13

イ 就労継続支援 A 型サービス費（Ⅰ）

ロ 就労継続支援 A 型サービス費（Ⅱ）

イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち 65 歳未満のもの若しくは 65 歳以上のもの（65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において規則第 6 条の 10 第 1 号に掲げる就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第 185 条に規定する指定就労継続支援 A 型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援 A 型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援 A 型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

報酬告示を表に整理すると次のとおりです。

A 型利用形態	年齢	利用要件
雇用契約あり	65 歳未満	利用可能
	65 歳以上	利用可能（65 歳に達する前 5 年間障害福祉サービスの支給決定を受けていて、65 歳に達する前日に就労継続支援 A 型の支給決定を受けていたものに限る）
雇用契約なし	65 歳未満	利用可能（雇用契約に基づく就労が困難なものに限る）
	65 歳以上	